

中山間地域農業を守る物価高騰対策事業実施に係る運用について

令和 8 年 3 月 10 日

農 政 企 画 課

宮崎県中山間地域物価高騰対策事業費補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 10 日農政企画課）（以下「交付要綱」という。）における、「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

物価高騰の中、中山間地域農業を守る農業者等に対して、農業生産活動の継続に繋がる機械等の導入や修繕を支援し、生産意欲の向上や多面的機能の維持、発揮を図る。

2 補助対象経費及び補助限度額等

（1）補助対象経費

中山間地域における農業生産活動の継続に必要な機械等の導入・修繕に要する経費

ア 小型田植機、コンバイン、歩行型草刈機、糞摺り機、乾燥機等の農業用機械及び、農業用水確保に係るポンプ等の取水用機械等の導入経費。ただし、機械設置に必要な施工等に要する付帯経費も対象とする。

イ 導入する機械は、原則新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、補助事業者が適正と認める価格で取得された機械であって中古機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1 年未満は切り捨てる。）が 2 年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 既存機械の撤去・処分費用については補助対象としない。

（2）優先採択基準

別表の採択ポイント表に基づき、優先採択するものとする。ポイントが同点の場合は、事業計画書（交付要綱別記様式第 1 号）の取組面積（令和 8 年度時点）が大きい補助事業者を優先採択するものとする。

（3）その他

補助限度額の考え方や事業採択等の詳細については、別紙「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業 Q & A」を参照とすること。

3 事業実施等の手続き等

（1）事業計画書の作成及び提出

事業を実施しようとする補助事業者は、事業計画書（交付要綱別記様式第 1 号）を作成の上、市町村へ提出するものとする。市町村は、事業計画書の内容を審査するとともに、別表の「採択ポイント表」に基づいてポイント整理表（本運用別添 1）を作成し、支庁・振興局へ提出するものとする。なお、市町村及び支庁・振興局は、補助事業者が導入する機械等の規模について、疑義がある場合は適切に指導すること。

（2）事業計画の審査等

支庁・振興局は、事業計画書、ポイント整理表の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、農政企画課へ報告する。

（3）事業採択の通知

農政企画課は、支庁・振興局から提出された事業計画書及びポイント整理表を速やかに審査し、補助事業者の採択を行い、補助事業者に対してその旨を文書にて通知するものとする。

4 実施状況の報告等

- (1) 支庁・振興局の長は、中山間地域等直接支払制度第6期対策（令和11年度まで）の間、事業実施主体が属する集落協定の協定書の写しを翌年度の4月末までに農政企画課へ提出するものとする。
- (2) なお、支庁・振興局は、補助事業者の農用地保全状況について、特に指導が必要と認められた場合は、補助事業者に対し、関係機関・団体と連携して適切な指導を行うよう市町村を指導するものとする。

別表（採択ポイント表）

項目	区分 1	区分 2	要 件	ポイント
必須	中山間地域等 直接支払制度 取組状況	協定への参加有無	中山間地域等直接支払制度に係る集落協定参加者である（又は令和 8 年度中に参加する見込）	必須
①		目標設定	第 6 期対策(令和 7 年度から令和 11 年度まで) 中に対象農用地を拡大する予定	5
			第 6 期対策(令和 7 年度から令和 11 年度まで) 中は対象農用地を維持する予定	3
②		取組面積 （補助事業者の令和 8 年度中山間地域等直接支払制度の取組面積）	1.0ha 以上	5
			0.5ha 以上 1.0ha 未満	3
			0.3ha 以上 0.5ha 未満	2
			0.3ha 未満	1
③	その他加算	対象地域	対象農用地が農業地域類型上の山間農業地域である	3
④		導入機械	スマート農業等の省力化・効率化を図る機械の導入である	2
最大ポイント				1 5